

今こそ岩手の知財を世界に広げよう!

平成28年度 中小企業等外国出願支援事業

現在、国内の中小企業等において自社の技術・商品を活用した海外戦略が急激に進んでおります。当センターではこのような知財のグローバル化を視野に入れている岩手県内の中小企業等を対象として、特許権等、知的財産権の外国出願費用を支援する事業を実施します。詳細につきましては、当センターWEBサイトをご覧ください。

対象権利

特許権、実用新案権、商標権(冒認対策商標含む)、意匠権
※冒認対策商標…いわゆる「抜け駆け対策」。商標が他者によって出願され、その国でのビジネスができなくなることを防ぐものです。

助成対象

- 外国特許庁への出願時に要した費用(翻訳費・外国出願料・外国代理人費用・手数料等)
- 国内出願費用、PCT出願費用、国内出願・PCT出願の弁理士費用は認められません。※これらについては、中小企業向けの優遇措置が別途設けられています。
 - 日本国特許庁に支払う料金(特許印紙含む)は対象外です(マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に要する費用など)。
 - 弁理士費用における消費税相当額は対象となりません。
 - 複数の国でも、外国出願に要する費用は対象となります。

補助金

- 対象費用の1/2の補助を行い、上限は特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円まで(冒認対策商標は30万円まで)とします。
- 1企業が複数案件を申請することは可能です(特許+商標など複数制度も可)が、1企業に対する補助金の上限は300万円です。

条件

- 岩手県内で事業を営む中小企業等(個人、組合含む)であること。申請時点で事業を実施していない個人は対象となりません。
- 当センターへの応募時点において日本国特許庁に特許出願(PCT出願を含む)していること。
- 日本国特許庁に国内出願(日本国特許庁への出願は、当該年度内である必要はありません)した者で、年度内に優先権を主張して(商標権をのぞく)外国特許庁に出願を行う者。
- 今年度内に外国への直接出願または指定国への国内段階移行が完了するもの。
- 外国への出願手続きが完了している(出願料金を納付済み)場合は対象となりません。
- 優先権を主張しないものは、日本国内出願による新規性喪失で拒絶されるおそれがあるので、対象となりません(商標権をのぞく)。

注意

- 申請後、審査会を行い採否を決定します。
- 採択後、経費の支払いを確認してから助成金を交付しますので、領収書等は破棄せず、保管するようにして下さい。

最近3ヶ年の実績

H25 特許2社・意匠1社
 H26 特許7社
 H27 特許1社・意匠2社・商標2社

[公募締切] 6月30日[木]

※予算の枠がなくなった場合、受け付けを終了します。余裕が発生した場合は、第2次公募を行います。

[お問い合わせ・お申し込みは] 産業支援グループ TEL:019-631-3824 FAX:019-631-3830 <http://www.joho-iwate.or.jp/fipr/>

ご利用下さい! 岩手県知財総合支援窓口

秘密厳守

相談無料

知的財産(=特許、実用新案、意匠、商標、著作権、ノウハウ・営業秘密など)のことなら岩手県知財総合支援窓口にお任せください!知的財産の「出願・登録」、「侵害対応」、「知的財産の管理」、「知的人材の育成」、「知的財産を活用した経営」など知的財産に関するすべての相談にワンストップで応じます。



知財専門家による無料相談会

知財専門家による定期窓口相談会及び各広域振興局管内での外部窓口相談会を行っています。

定期窓口相談会

会場 岩手県発明協会 (盛岡市北飯岡2-4-25 岩手県工業技術センター2階)
日時 毎週木曜日 午後1時から4時まで

無料相談申込み方法

相談を希望される方は、岩手県発明協会にお電話又はホームページをご覧ください。お申込み方法等をご案内します。岩手県知財総合支援窓口のホームページ(<http://www.iwate-hatsumei.org/chizai/>)にはお申込みのためのフォームも掲載しています。

○外部窓口相談会(28年6月から8月までの開設分)

※いずれの会場も相談時間は午後1時から4時までです。

広域名	相談会場	開設日	担当弁理士
県北	県久慈地区合同庁舎	7月13日(水)	富沢 知成(富沢特許事務所)
県南	北上市基盤技術支援センター	6月15日(水)	菅原 修(菅原特許商標事務所)
	花巻商工会議所	7月19日(火)	西澤 利夫(西澤国際特許事務所)
	北上市基盤技術支援センター	8月 3日(水)	齋藤 昭彦(あきた知的財産事務所)
	県南技術研究センター	8月17日(水)	西澤 利夫(西澤国際特許事務所)
沿岸	大船渡商工会議所	6月22日(水)	村雨 圭介(SANSUI国際特許事務所)
	宮古市産業支援センター	7月27日(水)	西澤 利夫(西澤国際特許事務所)
	釜石・大槌地域産業育成センター	8月24日(水)	丸岡 裕作(丸岡特許事務所)

岩手県発明協会 TEL:019-634-0684 又は 全国共通ナビダイヤル TEL:0570-082100
 ご利用時間 9:00 ~ 17:15※12:00 ~ 13:00(休憩時間) 定休日 土・日、祝日、年末年始

岩手県知財総合支援窓口は、(独)工業所有権情報・研修館からの請負事業として、(一社)岩手県発明協会、(地独)岩手県工業技術センター、(公財)いわて産業振興センターが共同で運営しています。

平成28年度 設備貸与制度のご案内

長期

3年～10年

低利

年1.3%～1.7%

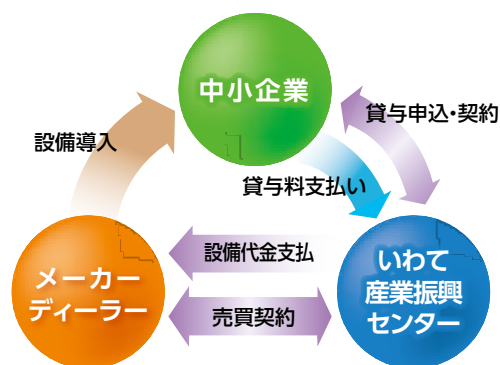
(固定金利)東日本大震災で直接被災した企業は更に-0.1%

無担保

金融機関融資と別枠です

制度のしくみ

この「設備貸与制度」は、岩手県内の中小企業の皆様が必要とする機械、設備をセンターが購入し、長期・低利で貸与する公的制度です。



区分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)
貸付期間	3年～10年(導入設備耐用年数上限)(右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)	3年～10年(導入設備耐用年数上限)(右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)
貸付限度額(消費税含む)	100万円～1億円(右記条件1を満たせば2億円)	100万円～1億円(右記条件1を満たせば2億円)
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(中古・車両を除く)
保証金	貸与額の10%(右記条件1を満たせば5%)(最終償還時に返済)	——
利息(貸与損料)	年率1.30%～1.70%(固定金利)(お申込企業様の財務内容により決定)(右記条件2を満たせば-0.1%)	——
リース料(月額)	——	5年=1.867%(参考) 7年=1.389%(参考)
連帯保証人	法人:代表者1人 個人不要(経営者保証ガイドラインに準拠)	

※運賃・取付工事は貸付の対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外です。一部、対象とならない業種、設備がございますので詳しくはセンターにお問合せ下さい。

条件1

- 1 中小企業新事業活動促進法に基づく計画認定企業(経営革新・異業種連携)
- 2 中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画認定企業
- 3 農工商等連携促進法に基づく事業計画認定企業
- 4 いわて希望ファンド、いわて農工商連携ファンド採択企業
- 5 自動車関連産業企業
- 6 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- 7 県内企業5社以上に下請発注している企業
- 8 県内企業への下請発注額が1,000万円以上の企業
- 9 今回の設備を設置することで6～8のいずれかに該当する企業

※上記のいずれかの条件を満たせば、2億円まで貸付及び保証金5%対応可能

条件2

東日本大震災で設備又は事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業

※上記のいずれかの条件を満たせば、適用利率から0.1%の引下げ及び据置期間2年の対応可能

条件3

商工会及び商工会議所を経由して申込をした企業

※上記の条件を満たせば、10年以内において、返済の基準となる耐用年数の期間について2年を超えない範囲内で延長すること可能

お問い合わせ: 総務・金融グループ TEL: 019-631-3821 FAX: 019-631-3830 <http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi>